様式　８　　　　　　　　　　　　　　　　　　(表面)

**設計者の資格に関する申告書**

年　　月　　日

観音寺市長　　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設計者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号（　　　）　　―

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 資格､免許等 | 　　内　　　　　　　　　　　　容　　 | 取得年月日 | 登録又は合格の番号 |
| １級建築士技　術　士　（　　　　　　　　部門）そ　の　他　（　　　　　　　　　　） |  |  |
| ２ | 学歴 | 学校の名称 | 学部及び学科 | 所在地 | 修業年限 |
|  |  |  |  |
| ３ | 宅地開発に関する実務経歴 | 勤務先 | 所在地 | 実務の内容 | 在職期間（合計　　年　　月） |
|  |  |  | 　 年 　月から　 年　 月まで |
|  |  |  | 　 年　 月から　 年 　月まで |
|  |  |  |  　年　 月から　 年　 月まで |
|  |  |  |  　年　 月から 　年　 月まで |
| ４ | 宅地開発に関する設計経歴 | 事業主体 | 工事施行者 | 工事施行場所 | 面積 | 許認可の年月日及び番号 |
|  |  |  | 　　　㎡ | 年　　月　　日第　 　 　 号 |
|  |  |  | 　　　㎡ | 年　　月　　日第　 　 　 号 |
|  |  |  | 　　　㎡ | 年　　月　　日第　 　 　 号 |
|  |  |  | 　　　㎡ | 年　　月　　日第　 　 　 号 |
|  |  |  | 　　　㎡ | 年　　月　　日第　 　 　 号 |
| ５ | 都市計画法施行規則第19条第１項の該当資格 | 第１号　　イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ第２号　 |

注１　「資格、免許等」及び「学歴」については、これらを証明することができる書面（資格証明書、

卒業証明書等）を添付してください。

　２　「内容」欄及び「都市計画法施行規則第19条第１項の該当資格」欄は、該当するものを○で囲んでください。

３　「学歴」欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記載してください。

４　氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

（裏面）

**都市計画法施行規則≪抜粋≫**

（資格を有する者の設計によらなければならない工事）

第18条　法第31条の国土交通省令で定める工事は、開発区域の面積が１ヘクタール以上の開発行為に関する工事とする。

（設計者の資格）

第19条　法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

　１　開発区域の面積が１ヘクタール以上20ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

　　イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有する者

　　ロ　学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務の経験を有する者

　　ハ　前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して４年以上の実務の経験を有する者

　　ニ　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して７年以上の実務の経験を有する者

　　ホ　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有するもの

　　ヘ　建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有するもの

　　ト　宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の４までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者

　　チ　国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

　２　開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあっては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことがあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたものであること。